

第二の法廷弁論四部作 ——過失致死の場合——

アンティポン
浅野幸治(訳)

原告側第一弁論

事件に関して原告と被告の双方の見解が一致する場合には、国政全般を支配する法律や規則⁽¹⁾が既にその事件の審判を下していますが、もし何か諍いが生じた場合には、市民の皆さんに判定を頂くことになっています。私としては、被告が私に対して異論があるだろうとは思いません。私の息子は、体育場で被告の少年に槍を横腹に投げられて、その場で亡くなりました。故意にした行為だとは言いませんが、被告は私の息子を殺したのです。被告は殺人を意図しなかったとはいえ、被告のせいで私が被った不幸は殺人が故意であった場合に劣りません。亡くなった息子自身は何ら心の乱れを感じなくても、残された者⁽²⁾の被告に対する気持ちは収まりません。ですから、息子を失った私達両親のことを思い、また余りにも若くして亡くなった私の息子を哀れんで、殺人者に法律の禁じている所(国土)に立ち入ることを禁じ⁽³⁾、殺人者に国家全体を穢させないように、市民の皆さんにお願い申し上げます。

弁護側第一弁論

私は、他でもない不幸に襲われ必要に迫られた時には、普段なら裁判沙汰とは縁のない人でも法廷に現れ、これまでおとなしかった人でも大胆になり自然の道理から外れたことを言ったり行ったりせざるを得ないのが、やっと理解できました。というのは、私は、とんでもない勘違いをしているのでない限り、決してそんなこと

をする人間ではありませんしそんな人間になりたいとも思いませんが、不幸に迫られて私はこれから普段ならしないようなこと、つまり正確な真実を知るのが私には容易ではなく皆さんにどう説明したらいいかもよく解らない事柄に関して弁明をしなければならぬのです。どうしようもない必然に迫られて、私は、陪審員の皆さんの慈悲心を頼りに、もし私の弁論が通常よりも細かい議論と思えても、今述べました私の状況⁽⁴⁾のせいで私の弁明に辛く当たり、真実ではなく見せかけによって判決を下すことのないようにお願いします。まことしやかな見せかけは、弁論に長けた人にふさわしく、真実は、正しい敬虔な人生を送る人にふさわしいのです。

私は、国家に最も利益になる事柄に関して息子を教育すれば、息子にも私にも何か善いことがあるだろうと思っていました。ところが、私には全く予想もしなかったことが起こってしまいました。私の子供は、暴力を振るったのでも行き過ぎたことをしたのでもなく友達と一緒に体育場で槍投げの練習をしていて、確かに槍を別の子供に当てましたが、息子の行為の真実を見れば息子は誰も殺しませんでしたのに、別の子供が自分で自分を傷つけるという誤りを犯したために思わぬ告発⁽⁵⁾を受けることになったのです。

もし槍が決められた区域から飛び出して行って亡くなった少年を傷つけたのであったら、私達は殺人の罪を犯したのではないと主張することはできなかったでしょう。しかし実際には、亡くなった少年の方が槍の飛ぶ方向に走ってきて身を投げ出したために、私の息子は的を射当てるのを妨げられ、亡くなった少年は槍の前に来て当たり、私達は謂れのない告発を受けることになりました。亡くなった少年が槍に当たったのは自分で走ってきたためであり、私の息子は的から離れていた人は誰も傷つけなかったのですから、息子に対する告発は正当ではありません。亡くなった少年が離れて立っていて槍に当たったのではなく自分から槍の飛ぶ方向に入ってきて当たったことは陪審員の皆さんにも明らかなので、その少年が自分自身の誤りのために死んだことは更に明瞭に証明されます。というのも、その少年は、もし走らないでじっとしていれば槍に当たることもなかったからです。

私の息子が殺人を意図しなかったことは原告と被告の双方が陪審員の皆さんに対して認めています⁽⁶⁾ので、誤りがどちらの責任であったかということから、亡くなった少年を殺害したのが誰かを更に明瞭に立証することができます。というのは、もし誰かが何かをしようと思って誤りを犯した場合には、意図しなかった結果もその人の行為だからです⁽⁷⁾。また、もし誰かが何かを意図的にしたりさせたりして被害を被った場合には、その人自身に被害の責任があります⁽⁸⁾。

まず、私の息子は、誰に対しても何ら誤りを犯しませんでした。というのは、息子は禁止されたことではなく指示された練習に励んでいたのですし、何も体操をしている子供達の中で槍を投げていたのではなく槍投げをする所で槍を投げていたのですし、また息子が的を誤ったために槍を脇に立っている子供の方に投げて亡くなった少年に当てたのではなく、息子はすべてを意図した通りに正しく行い何ら意図しないことはしなかったのに、的を射当てるのを妨げられるという被害に遭ったのです。

しかし、亡くなった少年の方は、走って行こうと思って、槍に当たらずに横切ることができる時機を完全に誤って自分でも望まなかった結果になり、不覚にも自分で誤りを犯して自分自身が不幸に遭った⁽⁹⁾のですが、その誤りの罰を既に自分自身に下し正当な償いをしています。そのことについては私達も決して喜んだり望んだりしているのではなく、同情し痛ましく感じます。

誤りは亡くなった少年の方にあるのですから、その少年の死は私達の責任ではなく大きな誤りを犯した少年自身に責任があります。そして、その被害は誤りを犯した少年自身に起こったことなので、告発されている私達は無罪であり、少年の方は誤りを犯すと同時にその罰を正当に受けています。

私達を殺人罪で訴える原告が依拠している法律⁽¹⁰⁾は不当な殺人も正当な殺人⁽¹¹⁾も禁じていますが、この法律によっても私達は無罪です。というのは、私の息子は過失致死罪に問われていますが、その誤りはむしろ亡くなった少年自身にあるので、息子は無罪になるからです。そして、息子が亡くなった少年を故意に殺害した

とは原告も訴えていないので、息子は過失致死、故意の殺人どちらの訴えについても無罪です。

起こったことの真実によっても告発の根拠とされる法律によっても私の息子は無罪で、また私達の生き方に照らしても私達がこのような処罰に値するというのは正当ではありません。私の息子は、自分が犯したのではない誤りの責任を引き受けるとすればとんでもない酷い目に遭うことになり、息子以上にとまでは言わないまでも、少なくとも息子と同様に誤りを犯していない私はその何倍もの不幸に陥るでしょう。というのも私は、もし息子が死んだら⁽¹²⁾残りの人生を意味もなく生きていかねばならず、私にとって息子のいない人生は生きながら死んでいるようなものだからです。

ですから、私の息子が何の誤りもないのに不幸に襲われたこと、そして年老いて惨めな私が突然悲嘆に陥っていることを哀れに思って、有罪に票を投じて私達を不幸な運命に陥れるのではなく、どうか神を畏れて私達を無罪にして下さるようお願いします。亡くなった少年は不幸に遭って処罰されていますし、原告側の誤りを私達までもが引き受けるとするのは正当ではありません。ですから、これらの事実の敬虔さと正しさを尊重し、神を畏れ正義に従って私達を無罪にして下さるよう、父と息子の二人を時ならぬ不幸によって限りなく惨めなものにしないようお願いします。

原告側第二弁論

他ならぬ必要に迫られた時には誰でも道理に外れたことを言ったり行ったりせざるをえなくなるということは、被告がよい実例だと思います。というのは、以前には決して恥知らずでも厚かましくもなかった被告が、他ならぬ不幸に迫られた結果先程は私が被告の口から聞こうとは夢にも思わなかったようなことを言ってのけたからです。私としては、何とも愚かなことに、被告が反論するとは思ってもよりませ

んでした⁽¹³⁾。というのは、私は、もし被告が反論すると解っていたら、二回ではなく一回だけ弁論を行って自分の告発の機会を半分放棄するようなことはしませんでした⁽¹⁴⁾。被告も、もし厚かましくなかったら、私を二重に出し抜くようなこと、つまり第二弁論で私のこの弁論に対する弁明を行い、そして第一弁論では私から反論されないのを利用して逆に私の息子を告発してくる⁽¹⁵⁾というようなことはしなかったでしょう。

被告は、弁論において私達をこれほど出し抜き、被告が弁論中に行ったこと⁽¹⁶⁾においては更にその何倍も私達を出し抜いていながら、自分の弁明に寛大に耳を傾けてくれるよう陪審員の皆さんにお願いするというのは不敬虔です。しかし、私は、何ら悪いことをしていないのに、惨めな恐ろしい被害に遭い、今日はずっと恐ろしい目に遭いました。その私が、不敬な行為を罰し敬虔な行為を判定する陪審員の皆さんの慈悲心を本当に頼ってお願いします、どうか価値のない細かい議論に騙されて明らかな事実を無視し、出来事の実相を真実でないと思なすことのないようにして下さい。細かい議論は真実であるよりももっともらしく作られるのに対して、真実の方は聞いても余り飾り気がなく説得力がないと思われるものだからです。

私は一方で正義を信じるので、被告の弁明を軽蔑しますが、他方では運命は酷くて信用できないので、私は愛しい子供を奪われただけではなく、息子が陪審員の皆さんによって自殺の烙印まで押されるのではないだろうかと恐れるのです。というのは、被告側の厚かましく恥知らずなことは度を超しており、槍を当てて息子を殺した少年が息子を傷つけも殺しもしなかったと言い、槍に触りも投げようと思しなかった私の息子が槍を他のあらゆる地点と人とを外して他ならぬ自分の横腹に突き刺したと主張する程だからです。私は、被告側が少年は私の息子に槍を当てなかったし殺しもしなかったと言っているのよりは、私が少年は故意に私の息子を殺したと告発していた方が、まだしも説得的だったろうと思います。

私の息子は、あの時、槍投げの槍を管理していた先生から槍を拾うよう指示され

たのですが、槍を投げた少年の行き過ぎた行為のために少年の残酷な槍に当たって、何の誤りも誰に対しても犯していないのに惨めに死んだのです。他方、被告の少年は、槍が拾われる時間に関して間違いを犯し、的に当てるのを妨げられたのではなく、私にとっては惨めで可哀想な⁽¹⁷⁾に投げたのであって、確かに故意に殺したとは言えませんが、槍を当てなかったし息子を殺しもしなかったと言うのはもっとでたらめです。

被告の少年は故意でなくても故意だった場合に劣らず私の息子を殺したのに、被告側は私の息子を殺したことを全面的に否定し⁽¹⁸⁾、いわゆる正当であれ不当であれ一切の殺人を禁じている法律にも引っかからないと主張します⁽¹⁹⁾。しかしそれでは、誰が槍を投げたのでしょうか。殺人は誰のせいでしょうか。誰にも告発されてはいませんが、周りで見えていた人や先生でしょうか。息子の死の原因は、不明なことではなく、少なくとも私には余りにも明白です。私は、人を殺した者が罰せられるべきことを定めた法律は正しいと思います。何故なら、意図せずに人を殺した者が意図しなかった罰を受けることは当然ですし、殺された者は殺人が故意でなくても故意だった場合に劣らず傷つけられたのですから、もし殺害者が罰せられなかったら、不正を受けることになるだろうからです。

被告の誤りが不運によるからといって被告が無罪になるというのも正当ではありません⁽²⁰⁾。というのは、もし不運が神の配慮によるものでないならば、誤りによるのであり、誤りを犯した者にとって不幸なことになるのは当然ですし、もし犯人の少年が神に何か不敬なことをしたために穢れが神から少年に送られているのであれば、神罰の執行を妨げることは正しくないからです。

被告側はまた、非常にまじめに生きてきた自分達が罰を受けるべきだというのは正しくないとも主張しました⁽²¹⁾。しかしそれでは、被告側に何ら劣らずまじめに生きてきた私達が死の罰を受ける場合には、正当な罰を受けていると言えるでしょうか。

自分には誤りがないと言う被告は、不幸は誤りを犯した者の責任であり誤りを犯

していない者に責任を転嫁すべきではないと主張しますが⁽²²⁾、この主張は私達のための弁論になっています。というのは、私の息子は誰に対しても何の誤りも犯していないにも拘わらず被告の少年の手にかかって死んだのですから、もし殺害者が罰せられなかったら不正を受けることになるでしょうし、私は息子よりももっと誤りを犯していないにも拘わらず、もし法律によって認められているものを陪審員の皆さんから頂けなかったら、恐ろしい目に遭うことになるからです。

被告の少年が誤りに関しても過失致死に関しても無罪ではなく、誤りも過失致死も私の息子と被告の少年の共同責任であることは、被告側自身の言っている言葉⁽²³⁾から証明できます。もし私の息子がじっと立っていないで槍の飛ぶ方向に入っていたために自分で自分を殺害したというのが正当であれば、被告の少年も罪がないわけではなく、少年に罪がなかったのは少年が槍を投げずにじっと立っていて私の息子が死んだ場合に限られます。ですから、私の息子の殺害は息子と被告の少年の両方の行為から起こったのですが、私の息子の方は自分自身に対して誤りを犯したので既にその誤り以上に——亡くなったのですから——自分自身を罰しましたのに、その誤りとは釣り合わない結果の共犯となった少年の方は無罪になって罰を受けないということがどうして正当でしょうか。

弁護側自身の弁明によっても被告の少年は私の息子の殺害に荷担したのですから、陪審員の皆さんが被告の少年を無罪にするのは決して正当でも敬虔でもありません。というのは、私達は被告側の誤りによって命を失っているのにもし陪審員の皆さんによって自殺の烙印を押されたら、それは敬虔ではなく不敬虔なことでしょ、私達に死をもたらした者は不敬虔なことをしていながらもし陪審員の皆さんによって無罪にされ法律の定める所への立ち入りを禁じられなかったら、神に対する正しさが回復されないだろうからです。

あらゆる人の穢れがすべて陪審員の皆さんに移るのですから、陪審員の皆さんは大いに注意する必要があります。もし被告の少年を有罪にして法律が禁じている所への立ち入りを禁じれば、陪審員の皆さんは罪を負わないでしょうが、もし無罪に

すれば、罪を負うことになります。ですから、神を敬い法律を尊重して、被告の少年を有罪にして罰を与え、陪審員の皆さん自身が被告の少年の穢れを引き受けることがないように、そして私達両親の人生は既に被告の少年によって破壊されてしまいましたが私達の不幸をせめて気持ちの上だけでも軽いものにして頂けるようお願いいたします。

弁護側第二弁論

原告は私達を告発することに注意を傾けているので私の弁論を理解できないのも無理ありませんが、陪審員の皆さんには、私達被告と原告は係争の当事者として自分に都合のよいように事件について判断するので当然それぞれが自分の方の主張こそ正当であると考えるのに対し、陪審員はまっすぐに事実を見るべきことを心に留めて、私の弁論を理解して頂く必要があります。というのは、語られた弁論から出来事の真実を見いださねばならないからです。私は、もし何か少しでも偽りを語っていれば、私の弁論の中の正しい部分までもよこしまな弁論だと非難して頂いて結構ですが、もし真実であるが薄弱で細かいことを語っていれば、議論を語っている私ではなくその原因となった者⁽²⁴⁾が嫌悪されるのが正当です。

陪審員の皆さんにはまず、誰かが誰かを殺したと主張すればそれでよいというのではなく証明することが必要だということを理解して頂きたく思います。原告は事件の発生状況に関しては私達の主張に同意し⁽²⁵⁾、誰が殺害者かに関して私達と意見が対立していますが⁽²⁶⁾、誰が殺害者かは事実以外のことから示すことはできません。原告は、亡くなった少年が現実には槍を投げなかったしその気さえもなかったのに自殺者だと証明されたことに対して⁽²⁷⁾亡くなった少年を侮辱するものだと抗議していますが⁽²⁸⁾、それは私の弁論に対する弁明にはなっていません。というのは、私は亡くなった少年が槍を投げたとか槍を自分自身に当てたとか言っているのではなく、亡くなった少年が槍の当たる所に入ってきたので私の息子のせいではな

く自分自身のせいで亡くなったと言っているのです。というのは、亡くなった少年はじっとして死んだのではないからです。その少年が走ってきたことが少年の死の原因になっているので、もし先生に呼ばれて走っていったのであれば、先生がその少年の殺害者になっていたでしょうが、もし自分で間違っただけで入ってきたのであれば、その少年は自分自身のせいで亡くなったのです。

私は、新たな議論を始める前に、事故の責任が私の息子と亡くなった少年のどちらにあるかをずっと明瞭にしたいと思います。私の息子は、一緒に練習していた他の子供と同様、的を外していませんし、告発されていることで自分の誤りからしたようなことは一つもありません。しかし、亡くなった少年の方は、一緒に練習を見ていた他の子供と同じようには行動せず、槍の飛ぶ方向に入ってしまったのですから、じっとしていた子供と違って不運な目に遭ったのが自分自身の誤りによることが明らかに証明されます。というのは、私の息子は槍を投げましたが、もし息子の投げた槍の方に誰も入ってこなかったら、息子は一つも誤りを犯しませんでしたし⁽²⁹⁾、亡くなった少年の方も、もし練習を見ていた他の子供と一緒にそのまま立っていたら槍に当たらなかったからです。

更に、私の息子が一緒に槍投げをしていた他の子供と同様、亡くなった少年の殺害に関与していないことを次に証明したいと思います。もし私の息子が槍を投げたために亡くなった少年が死んだのであれば、一緒に練習をしていた他の子供全員が罪の共犯者ということになったでしょう。他の子供が亡くなった少年に槍を当てなかったのは、槍を投げなかったからではなく、他の子供が投げた槍の前にその少年が入ってこなかったからです。私の息子は、他の子供と同様、誤りを犯していませんし、他の子供と同様、もし亡くなった少年が練習を見ていた他の子供と一緒にそのままじっと立っていたらその少年に槍を当てることもなかったのです。

又、亡くなった少年には、この誤りを犯した責任だけではなく、不注意だったことの責任もあります。というのは、私の息子が見た時には誰も走ってこなかったのですから、私の息子は槍を当てないようにどう注意のしようがあったのでしょうか。

ところが、亡くなった少年の方は、他の子供が槍を投げるのを見ているのですから、走っていかないよう容易に注意できたはずです。その少年は、そのままじっと立っていることができたからです。

原告側が引き合いに出している法律⁽³⁰⁾は、立派なものだと言わねばなりません。というのは、その法律は、意図せずに人を殺してしまった者に対して意図しなかった罰を受けさせるものですが、これは正しくまた正義に適ったことだからです。まず、私の息子は、誤りを犯していませんので、誤りを犯した少年のために罰せられるのは決して正当ではありません。亡くなった少年が自分で自分の誤りの責任を取れば、それで十分だからです。他方、亡くなった少年の方は、自分自身の誤りによって亡くなったのですから、誤りを犯すと同時に自分自身にその罰を与えたのです。殺害した少年自身⁽³¹⁾が既に罰せられているのですから、少年の殺害に対する罰も既に行われていると言えます。

殺害者は既に罰を受けているのですから、私達を無罪にした場合ではなく、有罪にした場合に、陪審員の皆さんには心の傷が残ることになります。というのは、亡くなった少年は、自分で自分の誤りの責任を取ったのですから、誰に対しても何の穢れも残しません。私の息子は、罪がないにも拘わらず処刑されれば、息子を有罪とした陪審員の皆さんにはもっと大きな心の傷が残ることになります。

もし亡くなった少年が自分で自分を殺したことが私達の弁論から証明されれば、そうなるのは弁論を述べた私達のせいではなく、実際の出来事の故にそうなるのです。そして、亡くなった少年が自分で自分を殺したことは議論によって正しく証明されていますから、告発されている私達は法律によって無罪であり、自分を殺害した少年自身が有罪になります。ですから、私達を不当な不幸に陥れず、陪審員の皆さん自身が不運な原告側の味方をし神に逆らった判決をすることがないようにして下さい、そしてこの事件は亡くなった少年が槍の飛ぶ方向に入ってきたために起こったことを思い起こし、神を畏れ正義に従って私達を無罪にして下さるようお願いいたします。私達には殺人の罪はないのです。

注

- (1) 「法律」はギリシア語の *tou nomou* の訳で、「規則」はギリシア語の *tōn psēphisamenōn* を実質的に *tōn psēphismatōn* (*psēphisma* の複数属格) に等しいと理解して訳したものである。法律も規則も広い意味では「法律」と呼ばれるが、区別される場合には法律は規則に優先する上位の法律である。*tōn psēphisamenōn* の解釈については議論があり、*psēphisamenōn* は *psēphizō* (投票する) から来ているので、そのアオリスト中動態分詞男性形と理解して「(規則を制定した) 民議会の投票(者)」と訳すことも可能である。Cf. Sealey, 80-84.
- (2) 「残された者」はギリシア語では *tois zōsi* (生きている者) で、狭くは両親などの親族であろうが、広くは市民一般のことを指すと思われる。
- (3) ドラコンの法(紀元前六二〇年頃に制定)では、過失致死罪に対する刑罰を国外追放と定めていた。
- (4) 「普段なら裁判沙汰とは縁のない」被告(の父)が「普段ならしないようなこと」をすることを強制されているので、被告は弁論が下手であり見せかけの事実を上手に作り上げることができないこと。
- (5) 「思わぬ告発」はギリシア語では *akousious aitias* である。少年を死なせてしまったことが *akousios* (意図しなかったこと) であるように、告発されたことも *akousios* (意図しなかったこと) だということ。
- (6) 原告側第一弁論の四番目の文章と五番目の文章を参照。
- (7) 具体的には、亡くなった少年は槍の前に走ってくるという誤りを犯したので、槍に当たって死ぬという意図しなかった結果も少年自身のした行為だという主張。
- (8) 具体的には、亡くなった少年は自分から槍の前に走ってきて槍に当たったので、その被害の責任も少年自身にあるという主張。
- (9) 「自分で誤りを犯して自分自身が不幸に遭った」はギリシア語では *hamartōn eis heauton oikeiais sumphorais kechreṑtai* で、もう少し直訳調に訳せば「自分自身に対して誤りを犯して自分自身のせいで(自分自身に責任のある)不幸に遭った」となるが、要は、自分で自分に誤りを犯して自分で自分を不幸にしたという意味である。
- (10) 原告側第一弁論の最初の二つの文章、最後の文章、および注(3)を参照。
- (11) 「正当な殺人」とは、一般的には殺害者が無罪(殺人の正当性)を主張できるような殺人のことを意味する。しかし「第二の法廷弁論四部作」では、「不当な殺人」と「正当な殺人」はそれぞれ故意の殺人と故意でない殺人を意味するようである。それでは、故意でない殺人がどうして「正当な殺人」と呼ばれるのかという疑問が起こるが、それは殺害者に殺害の意図がなかった場合には殺害者には無罪を主張する余地が残されているという意味であろうと思われる。(故意でない殺人が現実には「正当な殺人」と認められる場合としては、例えば偶然の事故による場合や正当防衛の場合が考えられる。Cf. Panagiotou, 421.) いずれにせよ被告側は、殺人を認めた上でその無罪(正当性)を主張するのではなく、そもそも殺人を全く認めないという戦略を取る。
- (12) 原告側の求刑は国外追放であったのに、被告側はここで(も弁護側第二弁論の最後から二番目の段落でも)有罪が死刑を意味するかのよう語っている。被告側の単

- なる誇張か。
- (13) 原告側第一弁論の二番目の文章を参照。
 - (14) 第一弁論と第二弁論と弁論の機会は何回与えられているが、原告は、「被告が私に対して異論があるだろうとは」思わなかったので、第一弁論の中では告発を行うというよりは事件の事実を述べるに留めた、その結果実質的に告発の機会を半分失った、という主張。Cf. Maidment, 98-9, note a.
 - (15) 被告側は第一弁論で、亡くなった少年こそ自らを殺害した真犯人であるという趣旨の主張を行った。それに対して原告側が反論できないとされるのは、原告側にとって第二弁論は被告を告発することに費やさねばならないから。Cf. Maidment, 98-9, note a.
 - (16) おそらく、泣きながら哀願するというようなこと。
 - (17) 亡くなった少年のこと。
 - (18) 弁護側第一弁論の第二段落の三番目の文章を参照。
 - (19) 弁護側第一弁論の最後から三番目の段落を参照。
 - (20) この段落で原告は、被告側が故意でない殺人を認めた場合に取りうる戦略、即ち殺害は偶然の事故によるという理由で殺害の無罪（正当）性を主張する戦略を封じることが狙っている。
 - (21) 弁護側第一弁論の最後から二番目の段落の最初の文章を参照。
 - (22) 「不幸は誤りを犯した者の責任であり」については弁護側第一弁論の第四段落の二番目の文章と第七段落の最初の文章、「誤りを犯していない者に責任を転嫁すべきではない」については同弁論の最後から二番目の段落の二番目の文章と最後の段落の二番目の文章を参照。
 - (23) 弁護側第一弁論の第三段落を参照。
 - (24) 被告を訴えた原告。
 - (25) 同意の基本内容は、被告が殺人を意図しなかったことである。弁護側第一弁論の第四段落の最初の文章を参照。
 - (26) 特に、原告側第二弁論の第五段落を参照。
 - (27) 「亡くなった少年が……自殺者だと証明されたことに対して」は、文法的には ei（もし）で始まる条件節であり、この条件節は原告の抗議の内容に属すと思われる。従って、原告の抗議を原告の言葉で表現すれば、「もし亡くなった少年が自殺者だとされるならば、それは亡くなった少年を侮辱するものだ」というような文章になったであろう。にも拘わらずこの条件節の中で apodedeiktai（「証明する」の受動態現在完了形）が使われているのは、ここでは弁護側が原告の抗議を報告しているので、亡くなった少年が自殺者だということは「もし～ならば」というような仮定上のことではなく既に証明済みの事実だという弁護側の主張を表していると思われる。但し、写本によっては apodeiknutai（「証明する」の受動態現在形）という読み方もある。Cf. Gernet, 82.
 - (28) 原告側第二弁論の第三段落の最初の二つの文章、および最後から二番目の段落の二番目の文章を参照。
 - (29) メードマントは注の中で、この文章によって被告側は槍を投げた少年が少なくとも部分的には誤りを犯したことを認めていると述べているけれども（Maidment, 111）、メードマントの注に反して、この論理は次のようなものであると思われる。つまり、一緒に練習をしていた他の子供と比較すれば解るように、槍の方に誰

も入ってこなかった場合には、息子は一つも誤りを犯さなかった。ところが、槍の方に誰かが入ってきた場合も誰も入ってこなかった場合も、息子の行動は正確に同じなので、槍の方に誰かが入ってきた場合にも、やはり息子は一つも誤りを犯さなかった。誤りは、息子にではなく、槍の方に入ってきた少年の方にある。

- (30) 原告側第二弁論の第五段落の最初の文章および最後の二つの文章を参照。
(31) 亡くなった少年のこと。次の段落の最初の文章にある「殺害者」も同じ。被告側の主張によれば、亡くなった少年は自分で自分を殺したので被害者であると同時に殺害者でもある。

[解説]

ここに訳したアンティポン「第二の法廷弁論四部作——過失致死の場合」は、ギリシア語で"Tetralogia B"と呼ばれる作品を訳したもので、ギリシア語原典はロエブ古典叢書 (The Loeb Classical Library) にあるメードマント (K. J. Maidment) 編集のものを使った。

以下では、この作品の解説を「作者——アンティポン」「文体の特徴」「議論の分析」の三項目に分けて簡単に述べてみたい。

作者——アンティポン

「第二の法廷弁論四部作——過失致死の場合」は故意の殺人を扱った第一の四部作および正当防衛を扱った第三の四部作とまとめて通常単に『四部作 (Tetralogies)』と呼ばれ、伝統的にアンティポン (Antiphon) の作とされる。このアンティポンはラムヌス区出身であったのでラムヌスのアンティポンとも呼ばれ、また通常はソフィストのアンティポンとは別人であると考えられるので修辞家のアンティポンとも呼ばれるが、紀元前五世紀のアテネに生きた人で、他人のために弁論を代筆する弁論作家としてまた弁論術の教師として知られる。生年は四八〇年前後、没年は四一一年であるので、ソクラテス (四六九年～三九九年) よりも約十歳年長ということになる。アンティポンの生涯について詳しいことは解ってお

らず残存する記録は非常に限定されているが、その中でトゥーキュディデース『戦史』第八卷六八章は信頼できる貴重な資料であるので、次に引用しておく。

アンティポンは当時アテネにおいて最も傑出した人物に数えられ、知謀、弁論ともにその力はまさに抜群とされた。しかしあまりに器量人であるとの評判に禍いされて、一般市民から疑惑をもって迎えられたので、自ら好んで民議会に出席することはなく、また人が優劣を競うような場所に姿を見せることもなかった。しかし他人が、法廷や議会で己れの主張を遂げんとして、相談を求めるときには、これを助ける力にかけてアンティポンの右にでる人間はいなかった。

そして、四一一年の四百人政権が打倒され民主制が復活した時、アンティポンは四百人政権の首謀者として裁判にかけられ死刑になったが、その時のアンティポンの弁論についてトゥーキュディデースは次のように述べている。

かれが一命を賭して己れの無罪を弁じた論述は、今日までに筆者が知りえた数ある例の中でも、とくに秀逸なものであったと思われる。

以上が修辞家のアンティポンについての簡単な紹介であるが、修辞家のアンティポンはソフィストのアンティポンと同一人物であるという説もある (Cf. Gagarin, "The Ancient Tradition. "). またそれとは別に、『四部作』は修辞家のアンティポンの作ではないという説もある (Cf. Gernet, 15-16, Maidment, 34-47, and Sealey.) 。

文体の特徴

アンティポンの文体の特徴としては、何と言ってもまず第一に対比的表現の常用が挙げられ、ほとんどすべての文章で対比的表現を使っていると言ってもいい位である。対比的表現は、具体的には "-- men --, -- de --" (「一方で～、他方で～」

「確かに～、しかし～」という形または "ouk A alla B"（「AではなくB」）という形（またはその変形）を取る。例えば原告側第一弁論では、"-- men --, -- de --"というパターンが四回使われている。「事件に関して……一致する場合には（men）……、もし何か争いが生じた場合には（de）……」「故意にした行為だとは言いませんが（men）、被告は私の息子を殺したのです（de）」「亡くなった息子自身は（men）……、残された者の被告に対する気持ちは（de）……」「息子を失った私達両親のことを（men）……、また余りにも若くして亡くなった私の息子を（de）……」の四回である。更に弁護側第一弁論では、"-- men --, -- de --"というパターンが十四回、"ouk A alla B"というパターンが十回といった具合である。これらの対比的表現の中には、純粹に修辭的飾りに過ぎず実質的意味がない（または少ない）と思われるものもある。例えば弁護側第一弁論の第一段落の「正確な事実を知るのが私には容易ではなく（men）皆さんにどう説明したらいいかも（eti）よく解らない（de）事柄」である。この文章は、私が一方で事柄に対してどういう状況にあるか他方で皆さんに対してどういう状況にあるかを述べているが、ギリシア語で eti（更に）という言葉が示しているように、そこに強い対比があるとは思われない。また、原告側第二弁論の第一段落の「被告がよい実例だと思えます」の場合には、対比的表現に実質的意味があると思えないため対比の一方の項を訳していない。直訳風に訳せば「～ということを被告は証明によってではなく実行によって示していると、私は思います」となるが、実行を殊更に証明と対比させる必然性が全くないので、私の訳でも「証明によってではなく」の方を全く訳していない。

次に、副詞的分詞の多用をアンティポン『四部作』の文体の特徴として挙げることができる。副詞的分詞とは、（主）動詞に付けられた分詞（性・数・格は動詞の主語に一致）が実質的に譲歩や条件などの副詞節の役割を果たすような分詞の用法である。動詞に少なくとも一つの副詞的分詞が付いた例が、ドーバーによれば、「第二の法廷弁論四部作」の中には合計七八回ある（Dover, 57.）。その簡単なも

のは、原告側第一弁論にある「私の息子は、体育場で被告の少年に槍を横腹に投げられて（原因・時間・様態の分詞）、その場で亡くなりました」のような例である。複雑なものは二つ以上の副詞的分詞が相互に接続詞で繋がれることなく一つの動詞にかかっていく場合で、そのような例は、やはりドーバーによれば、「第二の法廷弁論四部作」の中に十二回ある（Dover, 57.）。その最たる例は、原告側第二弁論の第八段落にある「私の息子は誰に対しても何の誤りも犯していないにも拘わらず（譲歩の分詞）被告の少年の手にかかって死んだのですから（理由の分詞）、もし殺害者を罰してもらえなかったら（条件の分詞）不正を受けることになるでしょう」で、三つの副詞的分詞が相互に何の接続詞で繋がれることもなく一つの主動詞に付けられている。

第三に、前置詞が接頭辞として動詞に付いた複合動詞の愛用、特に接頭辞がなくても基本的な意味は伝わると思われる場合にもしばしば動詞に接頭辞を付けて微妙なニュアンスを加えることを、アンティポンの文体の特徴として挙げることができる（Cf. Dover, 46 and 57.）。弁護側第一弁論の第六段落の最初の文章の「完全に誤って（di-amartōn）」、同じ第六段落の最後の文章の「私達も決して（一緒に）喜んだり（sun-ēdomenōn）（一緒に）望んだり（sun-ethelontōn）しているのではなく、（一緒に）同情し（sun-algountōn）（一緒に）痛ましく感じます（sul-lupoumenōn）」、原告側第二弁論の第三段落の最初の文章の「自殺の烙印まで（その上）押される（pros-katagnōsthenta）のではないだろうか」などがその例である。

以上がアンティポンの文体の特徴であるが、これはあらゆる特徴を網羅的に述べたものではなく、特に訳者の目に付いた特徴三点に絞って述べたことを断っておく。

議論の分析

「第二の法廷弁論四部作」も含めて『四部作』は、実際の法廷で使われた弁論ではなく、アンティポンが教師として弟子に対して弁論術の効果を示すために創作した模範弁論である。そのため、実際の裁判であれば体育場で槍投げを指導していた先生や他の子供の証言が重要になったであろうが、「第二の法廷弁論四部作」の中ではこれらの証言は重要な役割を演じず、逆に題材として司法概念に議論の余地のある「過失致死」という事件を殊更に選んでいる。以下では、特に「原因」という概念を原告と被告の双方がそれぞれの弁論の中でどのように理解し適用しているかを中心に、議論の分析を試みる。

原告側第一弁論の論理は、単純明快であり、そして単純明快かつ疑いの余地なきものとして提出されている。その論理は、被害者の少年が亡くなった直接の原因は飛んできた槍に当たったことであり、槍が飛んできたことの原因は被告の少年が槍を投げたことにあり、順次に原因結果の関係を遡ることにある（この因果系列を「因果系列A」と呼ぶ）。この因果系列Aに基づいて、原告は、被告の少年が被害者の少年を殺した、即ち被害者の少年の死亡の原因であり責任者であると断定する。この点が認められれば、被告の少年に殺害の意志がなかったことと相まって、被告は意図せずに被害者を殺害したこと（過失致死）が立証されるので、原告は、法律に則って被告の国外追放を求めるわけである。

それに対して、被告側は、被告の少年が意図せずに被害者を殺害したことを認めた上で、被告の少年に過失がなかったこと従って殺害が正当であることを主張するという戦略は取らない。もし仮にこの戦略を取った場合には、殺害が偶然の事故であったまたは正当防衛であったと主張する可能性が考えられる。正当防衛であれば、被告から更に最初に攻撃を仕掛けた被害者へと因果関係を遡ることができたであろうが、今の場合は明らかに正当防衛ではない。偶然の事故（雷や突風その他の予知できないような自然現象による場合）であれば、その原因は被告の少年の自由（従って責任）の及ぶ範囲外にあったと言えるであろうが、今の場合そのような偶然の出来事はなく被告はすべてを意図した通りに行った。

弁護側第一弁論で被告側の取る戦略は、被告の少年に過失がなかったので被害者を全く殺害しなかったと主張することである。その論理は、被害者の少年が亡くなった直接の原因は飛んできた槍に当たったことであるが、飛んできた槍に当たったことの原因は被害者の少年が飛んでくる槍の前に飛び出したことにあると、因果系列を原告側とは別の方向に辿ることにある（これを「因果系列B」と呼ぶ）。この因果系列Bに基づいて、被告側は、被害者の死亡の原因を被害者自身にあると断定する。では何故被告側は、因果系列Aではなく因果系列Bを主張するのか。被告側の論理からすれば、因果系列Aは見せかけの原因であり因果系列Bの方が本当の原因だからである。被告には被害者を殺害する意図はなかったし被害者にもそのような意図はなかったので、弁護側第一弁論の議論の中心は、被害者の死亡の原因となった過失が被告と被害者のどちらにあったかを示すことに置かれる。過失を犯した者が過失によって開始される因果系列の原因と考えられるからである。そして被告側は、被告が槍を投げたことは過失ではなかったのに対し、被害者が槍の前に飛び出したことは過失であったので、因果系列Aではなく因果系列Bこそが過失による因果系列であり、被告ではなく被害者こそが被害者の死亡に至る因果系列を開始した原因であると論じる。言い換えれば、被害者を（過失によって）殺害したのは被告ではなく被害者自身であると主張する。

それに対し原告側は第二弁論で、まず弁護側第一弁論の論理的枠組みを継承しながら過失を犯したのは誰かという基本的事実に関して被告側に異議を唱える。つまり原告側は、亡くなった少年が過失を犯したことを否定し、被告の少年の方が槍の拾われる時間に関して過失を犯したと主張し、そうすることによって因果系列Bではなく因果系列Aこそが過失による因果系列であり、被害者ではなく被告こそが被害者の死亡に至る因果系列を開始した原因であると反論する。

しかしより興味深いのは、原告側第二弁論の後半（第九段落）の議論である。その論理は、被害者の少年が飛んでくる槍の前に飛び出さなかったら被害者の少年は死亡しなかったので、因果系列Bは事件発生の必要条件という意味で原因である

が、それと同様に被告の少年が槍を投げなかったらやはり被害者の少年は死亡しなかったもので、因果系列Aも事件発生の必要条件という意味で原因であるので、因果系列Bと因果系列Aとを事件発生の共同原因とすることにある。従って、因果系列Bを始めた被害者の少年は（亡くなることによって）既に罰されているのに因果系列Aを始めた被告の少年がまだ罰されていないのは、正しくないというわけである。

ここまでの議論の展開、つまり原告側第一弁論から弁護側第一弁論へそして原告側第二弁論への議論の展開は、明瞭に弁証法的な発展を示している。原告側第一弁論は、被害者の少年が亡くなった原因を被告の少年が槍を投げたことであると単純に決めつけており、それ以外の見方には全く気付いていないので、この段階を前批判的段階と呼ぶことができる。それに対し弁護側第一弁論は、被害者の少年が亡くなった原因は被害者の少年が飛んでくる槍の前に飛び出したことであるという（原告側第一弁論の主張とは真っ向から対立する）主張を行うが、少なくともこの段階では弁護側第一弁論の主張が原告側第一弁論の主張とは真っ向から対立するものであることが認識されているので、この段階を批判的段階と呼ぶことができる。原告側第一弁論も弁護側第一弁論も、結局それぞれの観点から事件を見ているだけの一面的な見方と言うことができるが、それに比して次の原告側第二弁論は、被告の少年が槍を投げたことと被害者の少年が飛んでくる槍の前に飛び出したことの両方が被害者の少年が亡くなった原因であると、原告側第一弁論と弁護側第一弁論の両方の主張を認めているので、この段階を総合的段階と呼ぶことができる。

しかし、原告側第二弁論も十分なものかと言えばそうではない。何故ならば、被害者の少年が槍の前に飛び出したことと被告の少年が槍を投げたことを事件発生の必要条件という意味で原因とすることには、不備な点があるからである。まず第一に必要条件が原因だというのは、原因という概念を広く理解し過ぎている。例えば被告の少年の母親が被告の少年を産まなかったら、体育場を作った人が体育場を作らなかったら、投げられた槍を作った人が槍を作らなかったら、やはり事件は起

こらなかつたと言ふことができるだろうから、必要条件という意味では実に様々なものが被害者の少年の死亡の原因になってしまうからである。第二に、被害者の少年が槍の前に飛び出したことと被告の少年が槍を投げたこととが、共に事件発生の必要条件だつたからと云つて、等しく事件発生の必要条件だつたわけではないからである。言い換へれば、原告側第二弁論は、確かに原告側第一弁論や弁護側第一弁論と較べればより発達した段階を示しているが、原因を余りにも寛大に認め過ぎた結果として原因という概念をほとんど無意味にしていると言ふことができる。

次の弁護側第二弁論との関係で言へば、原告側第一弁論と弁護側第一弁論は共に事件の原因が唯一つあるという単純な前批判的段階を表し、原告側第二弁論は必要条件という意味では多くのものが原因であるという（原告側第一弁論と弁護側第一弁論の両方に対立する）批判的段階を表す。では弁護側第二弁論は、どのようにして事件の眞の原因を発見するのだろうか。被告側は誤りの有無によって眞の原因を決定しようとする、そして弁護側第二弁論の特徴は誤りの特定の仕方にあると思われる。弁護側第二弁論は、まず過失を犯したのは被告ではなく被害者の方であつたこと、従つて因果系列Aではなく因果系列Bこそが眞の原因であることを単に主張するのではなく「証明」しようとする。この証明は、被告および被害者をそれぞれ一緒に練習をしていた他の子供および一緒に練習を見ていた他の子供と比較することによって行われ、その論理は、過失を犯さなかつた他の子供と同じ行動を取つた被告の少年はやはり過失を犯さなかつたが別の行動を取つた被害者の少年は過失を犯したというものである。確かにこの議論は、被害者の少年が誤りを犯したことを非常に明瞭に「証明」しているように思われる。しかしこの議論の論理は、原告側も同様に使うことができると思われる。というのは、同じ行動を取つたか否か、別の行動をとつたか否かは、「行動」の特定（記述）の仕方に依存するからである。従つてもし原告側にもう一回弁論の機会が与えられたら、原告側は恐らく、被害者の少年は他の子供と同様に槍を拾うべき時間に槍を拾ひにいったのに対し、被告の少年は槍が拾われるべき時間に槍を投げるといふ他の子供とは別の行動を取つ

たと述べて、被告の少年の方が誤りを犯したと主張するであろう。そういうわけで、この議論はそれほど決定的なものだとは思われない。

次に弁護側第二弁論は、原告側第二弁論の後半（第九段落）の事件は被害者と被告の共同責任であるという議論に対して反論する。その反論の論理は、被告の少年が槍を投げたことが事件の必要条件だというだけでは十分条件ではないので原因というに当たらないというものである。もし槍を投げたことが「原因」であれば、槍を投げた他の子供も同じ罪を犯したことになるが、実際には他の子供の場合にはその「原因」から被害者の死亡という結果が生じていないので、槍を投げたことは被害者の死亡の原因ではない、というわけである。これは、原告側第二弁論の不備な点として既に述べたのと同じ趣旨の論点である。

弁護側第二弁論のもう一つの議論は、誤りが誰にあるかをもう少し決定的に示すと思われる。その前に、誤りをアリストテレスがどう定義しているかを見ておきたい。アリストテレスによれば、誤り（*hamartēma*）とは、（一）人に被害を与える行為であり、（二）自分のしていることが現実はどういうことであるかを知らなかった行為（意図しなかった行為）であり、しかし（三）自分のしていることが現実はどういうことであるかを知ることができたはずの行為である（『ニコマコス倫理学』第五卷第八章1135b11-19および第三卷第五章1113b30-1114a3を参照）。（ちなみに、自分のしていることが現実はどういうことであるかを知ることが期待され得なかった場合には「誤り」ではなく「不運（*atuchēma*）」と呼ばれる。）

被告の少年も被害者の少年も槍が被害者の少年に当たるとは知らなかったので、被告の少年が槍を投げた行為も被害者の少年が槍の前に走っていった行為も、アリストテレスのいう（一）と（二）の条件は満たしていると言えるかもしれない。しかし、（三）の条件についてはどうであろうか。弁護側第二弁論は、正にこの点に訴えかける。槍が拾われる時間に関して被告の少年と被害者の少年のどちらが誤りを犯したのかは定かではないけれども、確かに被告の少年が槍を投げたことの方が

被害者の少年が槍の前に走っていったのよりも時間的に先であった（と思われる）ので、その場合には被告の少年は槍が被害者の少年に当たることを知り得なかったが、被害者の少年の方は槍に当たることを知り得たはずである。従って、被告の少年は知り得なかったことを知らなかったからといって非難されることはないが、被害者の少年には知り得たはずのことを認識しなかった責任がある、と弁護側第二弁論は考える。このように弁護側第二弁論は、単に物理的な（必要条件の）因果関係というよりも人間の認識の次元において誰が知ることができ誰が知ることができなかったかによって誤りを特定しそれを真の原因としている。これは、これまでの三つの弁論には見られなかった全く新しい観点であり、過失致死のような意図しなかった行為についての責任の問い方を正しく指し示していると思われる。

以上、原告側と被告側のそれぞれの弁論における事件の「原因（責任）」についての議論、ならびに原因をめぐる思考の発展を簡単に整理・分析してみた。

参考文献

- （以下は訳者が直接参照したものに限られる）
- アリストテレス『ニコマコス倫理学（上）』（高田三郎訳）岩波文庫、一九七一年。
- トゥーキュディデース『戦史（下）』（久保正彰訳）岩波文庫、一九六七年。
- Carawan, Edwin. "The *Tetralogies* and Athenian Homicide Trials." *American Journal of Philology* 114 (1993): 235-70.
- Dover, K. J. "The Chronology of Antiphon's Speeches." *Classical Quarterly* 44 (1950): 44-60.
- Gagarin, Michael. "The Prohibition of Just and Unjust Homicide in Antiphon's *Tetralogies*." *Greek Roman Byzantine Studies* 19 (1978): 291-306.
- . *Drakon and Early Athenian Homicide Law*. New Haven: Yale University Press, 1981.
- . "The Nature of Proofs in Antiphon." *Classical Philology* 85 (Jan. 1990): 22-32.
- . "The Ancient Tradition on the Identity of Antiphon." *Greek Roman Byzantine Studies* 31 (Spring 1990): 27-44.
- Gernet, Louis. *Antiphon: Discours*. Paris: Les Belles Lettres, 1923.
- Maidment, K. J. *Minor Attic Orators* Vol. 1. Cambridge, MA: Harvard

Kozi Asano, Jan. 1996

University Press, 1953.

Panagiotou, Spiro. "Plato's *Euthyphro* and the Attic Code on Homicide."
Hermes 102 (1974): 419-37.

Sealey, Raphael. "The *Tetralogies* Ascribed to Antiphon." *Transactions of
American Philological Association* 114 (1984): 71-85.

[付記]

この翻訳と解説を作成するに当たり、草稿を多くの方々に見て頂いたが、とりわけ眞方忠道先生、萩和子、小林美智代の三氏からは有益な助言を頂いたことをここに記して、感謝の意を表したい。

(一九九五年九月二十五日受理)

(付記 この翻訳・解説は阪南大学『阪南論集 人文・自然科学編』第31巻第3号(1996年1月)、九～二四頁で発表したものである。)